

個人情報保護法の施行、患者と看護職の新たな関係創りと課題

個人情報保護法に対する患者の思いと看護職の思い

坂本 すが NTT 関東病院 看護部長

昨年当院で行った患者満足度調査では、看護師から受ける説明が言葉不足である、もっと分かりやすく、詳しく説明してほしいとの不満が多かった。患者と医療者の間に患者情報量とその内容についての不均衡があるのである。つまり患者の個人情報の保護は当然であるが、その前に、患者と医療者との間の情報量とその内容の非対称性が問題となっていたのである。

そして今年の 4 月の個人情報保護法施行について、医療も個人情報保護法が適用されると分かったとき、この看護記録は患者に見せられるだろうか。患者に見せてと言われたらどうするか。最初に考えたことがそれであった。情報保護というよりも、情報の内容についての不安である。そこで施行前の 3 月に、看護記録上で使用してはまずいと思われるような用語を、過去の記録から抽出し、それを「使ってはいけない言葉集」としてまとめ、それを特に新人看護師の記録技術向上の教育に活用した。

プライバシーについて M.Ethan Katsh は「他人が自分について知り得ることをコントロールする力」と述べている。私達は、この個人情報保護法の背景にあるプライバシーの概念を理解しなければならない。自分たちの患者記録が患者ご本人に読まれることを意識しながら記録を行い、患者に「おかしい」と言われたときには自信をもって正当性を説明できるようにしなければならない。プライバシーは考えてみれば当然のことである。情報開示と個人情報保護法が実現したことで、やっと私たち医療者と患者が同じステージに立って、チーム医療の一員としての患者が参加した医療が実現するのだろう。これはこれからの医療の明確な流れであると思う。

ここでは、この患者参加のチーム医療の実現に向けて、患者と医療者の情報の非対称性、患者と医療者とのすれ違いを解消できるように、皆様と議論を交わしたいと思います。